

# 地域資源情報共有システム構築及び運用業務委託仕様書

## 1 業務名

地域資源情報共有システム構築及び運用業務（以下「本業務」という。）

## 2 業務目的

本市では、高齢・障がい・子ども・生活困窮などの分野別の支援体制では対応しきれない複雑化・複合化した課題に対して、制度・分野を超えて関係機関が連携して取り組むため、令和7年度から「重層的支援体制整備事業」（社会福祉法第106条の4）を本格実施し、包括的な支援体制の整備を図っているところである。

しかし、現在、関係機関（行政、地域包括支援センター、市社会福祉協議会等）において、地域資源(※)の情報を個別に管理・情報提供しているが、関係者間での情報共有や相談支援に十分活用されていないほか、情報の統一化が図られていないなどの課題が生じている。

本業務は、地域共生社会の実現に向け、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえて実施するものであり、関係機関等が共有できる地域資源情報共有システム（以下、「システム」という）を導入し、様々な地域資源の情報を一元管理することで、地域資源情報の効果的・効率的な活用や、関係機関が連携した包括的な支援体制の充実を図ることを目的とする。

(※) 地域の福祉ニーズを充足させるためのサービス、組織、活動拠点等を示しており、システムに情報を登録する地域資源としては、高齢者・障がい者・子どもなどの様々な事業・施設（「いわき市の保健福祉・子育て支援」に記載の事業・施設等の詳細）等を想定。

## 2 業務場所

本市が指定する場所

## 3 業務期間

- (1) システム構築業務：契約締結日から令和7年12月26日（金）まで
- (2) システム運用業務：令和8年1月5日（月）から令和8年3月31日（火）まで

## 4 業務内容

### (I) システム構築業務

#### ① システムの構築

- ア 「⑤ システム機能要件」で示す機能を備えたシステムを構築し稼働すること。
- イ 本市が提供する地域資源の基礎情報（Excel・PDF・紙文書等の媒体形式は問わないもの）や他自治体の類似業務における導入実績等をもとに、システムの項目設計を実施の上、本市と設定項目を調整すること。
- ウ システム内の地域資源データベースの初回構築を行うこと。なお、初回の登録データの件数は1,000件以内とする。

## ② システムのアカウント発行

ア 本市が指定する利用者が本システムへログインするためのアカウント作成を実施すること。

イ 各アカウントユーザーにIDを通知するためのアカウント発行票を本市へ提供し、稼働後も最新の状態に維持管理を行うこと。

## ③ 地域資源情報共有システムの操作説明会の開催

ア 受託者は、システム稼働前にシステムのデモ操作を含む説明会を2回実施すること。

イ 受託者は事前に説明会資料を作成し、受託者からデータの提供を受けて本市が印刷等を行う。

ウ 説明会の会場及び説明用の機材（プロジェクター及びスクリーン等）は本市が準備する。

## ④ システム基本要件

ア サーバ機器などのハードウェア等を必要としないウェブサービスとして提供すること。

イ システム管理者から配布されたアカウントによりアクセス制限することで、関係者だけが本システムへアクセスできる「関係者向けサイト」（以下、「サイト」という）を提供すること。

ウ サイト名称やロゴ、リンクバナーについて、画面設定を行うこと。各素材のロゴやバナー等のデザインは、本市と協議の上、受託者が実施すること。

エ お問合せ先の表示やよくある質問のページ、マニュアルのダウンロードページを作成すること。

## ⑤ システム機能要件

### ア 地域資源検索システム

#### (ア) 地域資源検索機能

- ・ キーワード検索、住所地検索、サービス種別や地区項目等、空きの有無等の様々な条件を組み合わせた検索ができること。
- ・ フォーマルサービス（介護保険サービス、障害福祉サービス、子育てサービスなど）やインフォーマルサービス（つどいの場、住民主体の地域活動など）等を同時に検索・表示できること。
- ・ 任意に管理者が設定した検索項目（対応可能な医療行為の内容やボランティア募集有無等）で抽出ができること。

#### (イ) 地域資源一覧表示機能

- ・ 地域資源情報を一覧でリスト表示し、名称、電話番号、住所、カテゴリを表示できること。
- ・ 地域資源の最終更新日を表示し、New マークや更新マークが表示されること。
- ・ リスト表示された地域資源情報は、マップ表示に切り替ええること。
- ・ マップ表示の際の目印（ピン等）については、サービスや施設等の種別ごとに、色の設定ができること。
- ・ マップ表示の地図機能については外部APIを利用すること。

- ・ 地図情報の場所の画像を表示・案内ができること。

(ウ) 地域資源詳細表示機能

- ・ 地域資源情報（マップ表示を含む）の詳細画面では、基本情報や空き情報の詳細が閲覧できること。（画像ファイルの表示や添付ファイルをダウンロードできること）
- ・ 地域資源情報の詳細画面では、地域資源ごとのお知らせ情報（イベント・ボランティア募集内容等）を Youtube 等の動画や写真とともに詳細画面で表示できること。

**イ お知らせ機能**

(ア) サイトへのお知らせ機能

- ・ トップページのお知らせを発信できること。なお、お知らせにはファイル添付ができること。
- ・ お知らせを発信できるアカウントは個別に管理者権限により指定ができること。

(イ) グループ連絡機能

- ・ 本市からシステム利用者に一斉に、資料の配布や通知連絡ができる掲示板形式のグループ連絡機能が利用できること。グループ内の掲示板にはファイル添付ができること。
- ・ グループは、管理者権限により目的等に応じて自由に作成ができること。
- ・ 掲示板への投稿時に、アカウントに設定したメールアドレスに通知のメールを発信でき、未読・既読の把握ができること。
- ・ 日程調整や参加確認等の簡易的なアンケートも実施できること。

(ウ) イベントカレンダー機能

- ・ 講座や研修会、講座開催などの「イベント情報」をカレンダーから選択し、表示できること。
- ・ イベント情報を発信できるアカウントは個別に管理者権限により指定ができること。

**ウ 管理者（本市）向け機能**

(ア) アカウントの管理機能

- ・ アカウントとパスワードによりシステムへのログイン認証ができること。
- ・ システム全体の権限を持つ管理者権限からアカウントを即時発行できること。
- ・ アカウントとパスワードの発行数には制限がなく、発行数に応じて費用負担が発生しないこと。
- ・ 登録したアカウントは、エクセルファイル等のデータにより随時出力できること。
- ・ アカウントの権限は個別に、次の4段階で設定・変更ができること。

【A レベル】すべての地域資源情報の閲覧・編集・削除が可能

【B レベル】すべての地域資源情報の閲覧・更新担当者となっている情報の編集・削除が可能

【C レベル】更新担当者となっている地域資源情報のみ閲覧・編集・削除が可能

【D レベル】グループ連絡機能のみ利用可能（地域資源情報の閲覧・編集・削除はできない）

- (イ) 地域資源情報に関するデータ項目の設定機能（拡張性）
  - ・ 「入力項目」の設定・編集が管理者権限で即時実施できること。
  - ・ 「入力項目」はテキスト形式と選択形式で設定ができること。
  - ・ 「非公開項目（印刷時には掲載されない項目）」が設定できること。
  - ・ 「地区」や「サービス種別（カテゴリ）」の設定・編集は管理者権限で即時実施できること。
- (ウ) 地域資源情報のエクスポート・インポート機能
  - ・ 登録情報は、Excel 形式でエクスポートができること。
  - ・ エクスポートファイルを修正し、取り込みを行うことで、一括更新ができること。
  - ・ 事前に設定した地域資源の項目だけの出力が Excel 形式で実施できること。

## エ 地域資源情報共有機能

- (ア) 地域資源情報の登録、編集機能
  - ・ アカウントユーザーは、アカウント権限の範囲内で地域資源情報の新規登録や編集・削除ができること。
  - ・ 本市が許可した事業者・団体は、システム上で自事業者・団体等の情報を編集できること。その際、自事業者・団体以外の情報を誤って編集しないよう、地域資源情報には更新担当者となるアカウントを指定できること。
  - ・ 各地域資源には基本情報や空き情報、外部リンク、写真データ、添付ファイル、マップ情報の登録ができること。
  - ・ 所在地を入力すると、マップ上の位置情報に自動変換して表示されること。なお、緯度、経度の入力によりマップピンの位置を変更できること。
- (イ) 未更新情報の抽出機能
  - ・ 地域資源の登録情報の更新が定期的に行われるよう、指定した日以降に未更新の地域資源情報に「未更新」等の更新を促すマークを表示できること。

## オ 地域資源の開拓支援機能

- (ア) 地域資源情報の使用承諾書の出力機能
  - ・ サイトへの公開可否や内容の確認時等に活用できる地域資源情報の使用承諾書（確認用帳票）を出力できること。
  - ・ 使用承諾書（確認用帳票）については、地図、写真等も表示されること。
- (イ) 地域資源情報のクロス集計機能
  - ・ 地域資源情報をカテゴリ、地区や任意条件などを組み合わせて、マトリクス集計を画面上で実施できること。なお、各集計結果の件数の一覧やマップを確認できること。
- (ウ) 地域支援活動のコメント登録機能
  - ・ 地域資源や各地域における、地域支援活動をコメントとして登録できること。
  - ・ コメントには投稿者、投稿日、活動日、内容、その他任意の区分を登録でき、コメント情報は Excel 形式で一覧として、期間指定を行い、出力ができること。

## (2) 情報メンテナンス業務

### ① 基本情報のメンテナンス

- ア 本市や本市が指定する利用者より、新規・変更・廃止情報の提供があった場合は、受託者で受け付け、その内容をシステム上に随時反映させること。
- イ 新規のシステム利用者に対しては、月に1回などの頻度で、システムへの登録時に、基礎調査を実施し、必要に応じてアカウントの新規発行を実施すること。

### ② 基礎調査の実施

- ア 本市が指定する事業者・団体等に対して、専用の調査票を郵送で送付し、契約期間内に、基礎調査を1回実施すること。なお、調査票の回収はFAXにより実施すること。
- イ 未回答の施設に対しては、電話による回答の督促を1回実施すること。
- ウ 調査件数は1,000件程度を想定すること。
- エ 平日9:00~17:00の間、調査業務における問い合わせは、情報調査センターを設置し、問い合わせの対応を行うこと。

## (3) システム運用サポート業務

### ① システムの有効活用に向けた支援の実施

- ア 本市の実情を踏まえて、システムの効果的な推進を継続的に提案可能な担当者を配置し、隔月に1回以上、本市の担当者と打ち合わせを行い、システムの有効活用策を年間のスケジュールなどと併せて、具体的に提案し、進捗管理を実施すること。
- イ サイト稼働状況の報告を月単位で提出すること。

### ② 稼働後の研修会の実施

- ア システム稼働後も、システムの活用方法や操作方法、運用ルール等についての研修会を1回以上実施すること。

### ③ システムの普及啓発支援

- ア システムの周知啓発、活用促進に向けた周知チラシの原稿を作成し、加工可能なファイル形式（パワーポイント形式等）を提出すること。

## (4) システム保守業務

### ① システム保守

- ア システムの操作方法に関する問い合わせや、システム上の不具合などの報告に対応可能なコールセンターを受託者の費用負担で設置すること。
- イ コールセンターは、利用者からの電話やお問い合わせフォームからの問い合わせを24時間365日受け付け、問い合わせの内容に基づき対応すること。
- ウ 受け付けた問い合わせについては月単位で、不具合や緊急を要する内容については、至急本市に報告すること。
- エ サイトのメンテナンス作業を実施する際には、システム利用者に事前にお知らせのうえで、サイトの運用は継続したまま実施すること。もしくは、本市と事前にメンテナンス作業の時間帯等を協議し、協議結果に従って実施すること。
- オ システム障害等の発生時は、速やかにシステム復旧対策を講じるとともに、システム障害等の詳細について、本市に至急報告を行うこと。

## ② 環境整備

### ア ハードウェアとソフトウェア

システム運用に必要なサーバ機器等のハードウェア及びソフトウェアは、受託者が用意することとし、これに係る経費は受託者が負担する。

### イ 公開サーバと開発サーバ

受託者が用意するサーバは、システム改修時にも安定稼働できるよう、開発環境サーバと公開環境サーバを用意すること。

### ウ データセンター

日本国内に立地し、物理的なデータの保管場所が国内にあり、耐震設備や非常用電源などが整備されたデータセンターであること。また、災害発生時を含めて 24 時間 365 日(うるう年は 366 日)運用し、システムの運用及び監視が国内で実施されていること。なお、サーバ障害及びセキュリティに関する問題が発生した場合、速やかに対応できるようサーバの監視を 24 時間 365 日行うこと。

### エ セキュリティ対策

受託者は、最新のパターンファイルが適用できるようウィルス対策を実施するとともに、不正アクセス等の防御のため、ファイアウォール等の設置をすること。入力フォームや認証が必要とされるページでは、暗号化された通信(SSL 対応)が行われること。

### オ 情報の保全措置

受託者は、データベースに格納された情報等の保全措置として、サーバ内、複数記憶媒体への同時記録や外部記録媒体への日次でのバックアップ等を取得し、少なくとも 5 世代分は任意に抽出し復元できるよう管理すること。機器・設備のメンテナンス等により、一時的にサービス停止を行う際は事前に本市と協議を行うこと。

## ③ クライアント環境

本サービス構築・運用にあたり、サイト・管理システムのクライアントの利用ブラウザ・OS・操作端末は次のものを想定する。なお、バージョンは構築着手時の最新のものとする。稼働後、ブラウザ等の開発元からのサポートが終了した場合は、後継バージョンを利用することを想定するものとする。

### ア 利用想定 OS

Windows10 以上、macOS、iOS、Andoroid

### イ 利用想定ブラウザ

MicrosoftEdge、Firefox、Safari、GoogleChorme

### ウ 操作端末

PC、タブレット、スマートフォン

## (5) 成果品

受託者は、システム構築業務終了後、次の成果品について、各データを収めた光磁気ディスク一式を本市が指定した期日までに提出すること。

- ① 本システム稼働開始時点に登録された登録情報一覧
- ② 操作マニュアル

- ③ 管理者マニュアル
- ④ 操作説明会資料
- ⑤ 打合せ協議録
- ⑥ システム周知用チラシデータ

#### (6) 第三者委託

受託者は、本業務に係る作業の全部または一部を第三者に委託することはできない。ただし、本業務全体に大きな影響を及ぼさない合理的に必要な範囲内の補助的業務について、事前に本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

#### (7) 守秘義務

受託者は、本業務の履行上知り得た情報を第三者に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。また、契約期間の終了後又は契約解除後も同様とする。

#### (8) 知的財産権

##### ① 業務プログラムの著作権

本業務で採用された業務プログラムにおける一切の知的所有権に関して、著作権法第21条から第28条に定める権利を含む全ての著作権は、受託者に留保する。

##### ② 成果物の著作権

本業務における成果物の内、納品された各ドキュメントにおける一切の知的所有権に関して、著作権法第21条から第28条までに定める権利を含む全ての著作権は、パッケージ標準に付加されるマニュアル等の原本を除き、本市に帰属する。また、本サービス稼働時に移行又は蓄積されたデータも本市に帰属する。

#### (9) その他

- ① 関係諸法令及び保安規定を遵守し常に善良なる管理者の注意を持って業務を遂行すること。
- ② 受託者は、サービス契約終了時にサーバ等に蓄積された本市に帰属するデータをすべて削除しなければならない。
- ③ 受託者の責に帰すべき理由により、本システムが滅失または損傷した際は、本市は損害に係る負担は一切しない。
- ④ 本システムにおける地図データや地図が掲載された印刷物について、各マップサービスの利用規約等に基づき、必要最小限の利用を前提とする。
- ⑤ 受託者は、本仕様書に記載のない事項及び解釈について疑義が生じた場合は、本市と速やかに協議を行い、その指示に従うものとする。